

群馬大学学則

	平成16. 4. 1	制	定
改正	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1	
	平成17. 6. 22	平成18. 4. 1	
	平成18. 4. 20	平成18. 6. 1	
	平成19. 4. 1	平成19. 12. 1	
	平成19. 12. 26	平成20. 4. 1	
	平成20. 12. 1	平成21. 4. 1	
	平成21. 6. 24	平成22. 4. 1	
	平成23. 4. 1	平成25. 4. 1	
	平成26. 4. 1	平成27. 4. 1	

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等（第1条・第2条）

第2節 教育研究組織（第2条の2－第12条）

第3節 職員（第13条）

第4節 教授会（第14条・第15条）

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，授業期間及び休業日（第16条－第19条）

第2節 修業年限及び在学期間（第20条－第22条）

第3節 入学（第23条－第32条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第33条－第43条）

第5節 休学，転学，留学及び退学（第44条－第50条）

第6節 卒業及び学位（第51条－第53条）

第7節 教育職員免許（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 厚生施設（第57条）

第10節 特別聴講学生，科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生（第58条－第62条）

第11節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第63条－第70条）

第3章 公開講座（第71条）

附則

第1章 総 則

第1節 目的及び自己評価等

（目 的）

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される群馬大学（以下「本学」という。）は，教育及び研究の最高の機関として，有為な人材を育成するとともに，真理と平和を希求し，深遠な学理とその応用を考究し，世界の繁栄と人類の福祉に貢献す

ることを目的とする。

- 2 各学部，学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，別に定める。
(自己評価等)

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

- 2 本学は，前項の点検及び評価の結果について，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は，別に定める。

第2節 教育研究組織

(学術研究院)

第2条の2 本学に，大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

- 2 学術研究院に院長を置き，学長をもって充てる。
(学部及び学科又は課程等)

第3条 本学に，次の学部及び学科又は課程を置く。

教 育 学 部	学校教育教員養成課程
社 会 情 報 学 部	情報行動学科 情報社会科学科
医 学 部	医学科 保健学科
理 工 学 部	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 総合理工学科

- 2 前項に規定する各学部，に，別表第1-1のとおり講座及び部門を置く。
- 3 第1項に規定する各学部，に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は，別表第1-2のとおりとする。
- 4 第1項に規定する各学部，に，学部長を置く。
(特別支援教育特別専攻科)

第4条 本学に，特別支援教育特別専攻科を置く。

- 2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は，別に定める。
(大 学 院)

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する必要な事項は，別に定める。
(附置研究所)

第6条 本学に，次の研究所を附置する。

生体調節研究所

- 2 生体調節研究所に，次の部門を置く。

生体情報部門

病態制御部門

- 3 生体調節研究所に，所長を置く。
- 4 生体調節研究所に関する規程は，別に定める。
(総合情報メディアセンター)

第7条 本学に、総合情報メディアセンターを置く。

2 総合情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。

(機 構)

第7条の2 本学に、次の機構を置く。

大学教育・学生支援機構

研究・産学連携戦略推進機構

重粒子線医学推進機構

2 機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

国際教育・研究センター

2 国際教育・研究センターに関する規程は、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めた場合は、時限を付して学内共同教育研究施設を置くことができる。

4 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属の学校)

第9条 本学に附属して、次の学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

(教育研究施設等)

第10条 本学に、別表第1－3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附属研究所附属の研究施設を置く。

(事務局等)

第11条 本学に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織を置く。

第12条 削除

第3節 職 員

(職 員)

第13条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4節 教 授 会

(教 授 会)

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

第15条 削除

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(授業期間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各学部長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(開学記念日)

第19条の2 本学の開学記念日は、6月1日とする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

教育学部 4年

社会情報学部 4年

医学部 医学科 6年

保健学科 4年

理工学部 4年

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条 大学の学生以外の者が、第59条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第43条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、各学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第22条 在学期間は、教育学部、社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部にあつては8年を、医学部医学科にあつては9年を、それぞれ超えることができない。

2 第29条から第31条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科の第2年次編入学にあつては8年を、第3年次編入学にあつては6年を超えない。

第3節 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第24条 入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期間内に提出するものとする。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第27条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納入しなければならない。ただし、第65条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除又は徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入に代えるものとする。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第29条 本学に編入学を願ひ出た者は、選考の上、許可することがある。

2 各学部の相当年次に編入学をすることのできる者（第3項及び第4項に規定する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
- (7) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者
- (8) 外国において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者

3 社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部（夜間主コースを除く。）の第3年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

4 医学部医学科の第2年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学を履修する課程を除く。）を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程に在学し、所定の単位を修得した者
（転入学）

第30条 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を志望するときは、選考の上、許可することがある。
（再入学）

第31条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。
（転学部又は転学科等）

第32条 他の学部への転学部又は同一学部内での転学科、転専攻若しくは転コースを願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第33条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目）

第34条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

（開設授業科目）

第35条 教養教育科目は、各学部共通の授業科目として開設するものとし、開設する授業科目、単位

の認定手続及びその履修方法は、群馬大学教養教育科目等に関する規則（以下「教養教育科目等に関する規則」いう。）の定めるところによる。

- 2 専門教育科目は、各学部において開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、それぞれ各学部規程の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の計算方法）

第37条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、教育学部規程で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

（成績の評価）

第39条 成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

（授業の方法等）

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
(成績評価基準等の明示等)

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。

- 2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第42条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条から第31条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第44条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第45条 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第46条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学等)

第47条 他の大学へ入学を志願しようとする者又は本学の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留学等)

第48条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第20条に規定する修業年限に算入することができる。

3 第42条第1項及び第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第22条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第45条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができない者

(3) 成業の見込みがないと認められた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないもの

(5) 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位授与)

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

教育学部 学士(教育学)

社会情報学部 学士(社会情報学)

医学部 学士(医学)

学士(看護学)

学士(保健学)

理工学部 学士(理工学)

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許状)

第54条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞 罰

（表 彰）

第55条 学生で学芸、技術等他の模範となる者に対しては、学長は、表彰することができる。

（懲 戒）

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9節 厚生施設

（寄 宿 舎）

第57条 本学に、寄宿舍その他厚生保健の施設を置く。

2 寄宿舍その他厚生保健の施設に関する規則は、別に定める。

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第58条 他大学等又は外国の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規則は、各学部で定める。

（科目等履修生）

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規則は、各学部で定める。

（研 究 生）

第60条 特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、各学部、生体調節研究所及び国際教育・研究センターで定める。

（聴 講 生）

第61条 授業科目の中から1又は複数の科目の聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、各学部で定める。

（外国人留学生）

第62条 外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として選考の上、定員外として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第34条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の日本語科目及び日本事情に関する科目として開設する授業科目並びにその単位数は、教養教育科目等に関する規則の定めるところによる。

4 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第63条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は，国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第64条 停学中の者は，停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第65条 入学料，授業料及び寄宿料については，別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(既納の検定料等)

第66条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返還しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第25条の規定に基づいて検定料を納入した者が，2段階選抜において出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合には，費用規程第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額
- (2) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には，当該授業料相当額
- (3) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学後4月又は10月に休学をした場合には，群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額
- (4) 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際，後期分授業料を併せて納入した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には，後期分の授業料相当額

(特別聴講学生の授業料等)

第67条 特別聴講学生の検定料及び入学料は，徴収しないものとする。

- 2 特別聴講学生の授業料は，公立又は私立の大学等（以下「公私立大学等」という。）の学生であるときは，聴講生と同様とし，国立大学等の学生であるときは，徴収しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず，特別聴講学生の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を締結している公私立大学等の学生であるときは，徴収しないものとする。

(科目等履修生等の授業料等)

第68条 科目等履修生，研究生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の検定料，入学料及び授業料の額は，費用規程の定めるところによる。

第69条 科目等履修生等の検定料は，入学を志望するときに，入学料は，入学のための所要の手続を行うときに納めなければならない。

- 2 研究生の授業料は，3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）に相当する額を当該期間における当初の月の末日までに，科目等履修生及び聴講生の授業料は，履修予定単位に相当する額を4月及び10月に納めなければならない。
- 3 在学予定期間の始期が入学年度の4月1日である者に係る最初に納入すべき授業料については，前項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

(読 替)

第70条 第66条の規定は、特別聴講学生及び科目等履修生等に準用する。この場合において、同条第2号中「費用規程第3条第4項」とあるのは「第69条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第71条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

(特別の課程)

第72条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学に在学する者は、引き続き本学に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。
- 別表第1－2に規定する工学部夜間主コース及び全学部の合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
工 学 部	応 用 化 学 科 夜間主コース	60 人	50 人
	生 物 化 学 工 学 科 夜間主コース	100	90
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科 夜間主コース	100	90
	電 気 電 子 工 学 科 夜間主コース	100	90
	情 報 工 学 科 夜間主コース	120	120
	夜間主コース計	480	440
合 計		5,040	5,000

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条の規定及び別表第1－1は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 社会情報学部社会情報学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第1-2に規定する社会情報学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会情報学部	情 報 行 動 学 科	50 人	100 人	160 人
	情 報 社 会 科 学 科	50	100	160
	計	100	200	320

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 工学部の応用化学科，材料工学科，生物化学工学科及び建設工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第1-2に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
工 学 部	応用化学・生物化学科	170 人	340 人	510 人
	機械システム工学科	70	140	210
	生産システム工学科			
	昼間コース	40	80	120
	夜間主コース	30	60	90
	環境プロセス工学科	40	80	120
	社会環境デザイン工学科	40	80	120
	電気電子工学科	70	140	210
	情報工学科	50	100	150
	学 科 共 通 (夜間主コースを除く。)			30
計	510	1,020	1,560	

- 4 特殊教育特別専攻科は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 医学部の第3年次編入学は、改正後の第29条第4項の規定にかかわらず、平成21年度入学者まで、なお従前の例による。
- 別表第1-2に規定する医学部の入学定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成31年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	入 学 定 員										
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
医学部	医 学 科	95	102	108	108	108	108	108	108	108	103	103
	保 健 学 科											
	看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	255	262	268	268	268	268	268	268	268	263	263

- 4 別表第1-2に規定する医学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員													
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
医学部	医 学 科	595	612	635	658	681	704	717	723	723	718	713	695	677	659
	保 健 学 科														
	看護学専攻	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	検査技術科学専攻	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	理学療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80

				10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		1,285	1,302	1,310	1,318	1,341	1,364	1,377	1,383	1,383	1,378	1,373	1,355	1,337	1,319

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員	
		平成 35 年度	平成 36 年度
医学部	医 学 科	641	628
	保 健 学 科		
	看護学専攻	320	320
	検査技術科学専攻	160	160
	理学療法学専攻	80	80
	作業療法学専攻	80	80
		20	20
		1,301	1,288

附 則

この学則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 工学部及び工学研究科は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学部及び当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 別表第1－2に規定する理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学部	学 科	収 容 定 員		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
理工学部	化 学 ・ 生 物 化 学 科	160	320	480
	機 械 知 能 シ ス テ ム 理 工 学 科	110	220	330
	環 境 創 生 理 工 学 科	90	180	270
	電 子 情 報 理 工 学 科	120	240	360

総合理工学科			
夜間主コース	30	60	90
学科共通（夜間主コースを除く。）			30
計	510	1,020	1,560

- 4 工学部教授会及び工学研究科教授会は、第2項の規定により工学部及び工学研究科が存続する間、当該学部及び当該研究科に置くものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、本学の大学教員であって、引き続き施行日に本学に在職する者は、学術研究院に所属するものとする。
- 3 平成25年4月1日施行の附則第2項中「工学部及び工学研究科」とあるのは「工学部」と、同項中「第3条及び第5条」とあるのは「第3条」と、同項中「当該学部及び当該研究科」とあるのは「当該学部」と、平成25年4月1日施行の附則第4項中「工学部教授会及び工学研究科教授会」とあるのは「工学部教授会」と読み替えるものとする。
- 4 工学部長は、平成25年4月1日施行の附則第2項中の規定により工学部が存続する間、当該学部に着くものとし、理工学部長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。